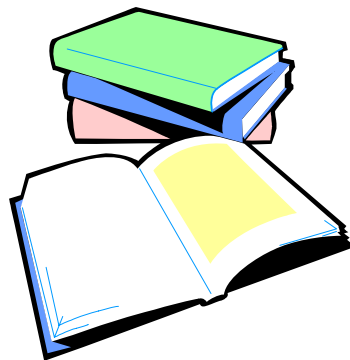


第二次宮崎県子ども読書活動推進計画

〈平成23年度～平成32年度までの10年間の計画〉



平成23年3月

宮崎県教育委員会

〔目次〕

I	計画策定にあたって	-----	1
1	経緯と目的		
2	計画の期間		
II	計画推進の柱	-----	2
1	家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進		
2	子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実		
3	子どもの読書活動に関する広報・啓発		
III	具体的方策	-----	3
1	家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進	-----	3
(1)	家庭における子どもの読書活動の推進		
(2)	図書館における子どもの読書活動の推進		
(3)	公民館や児童館における子どもの読書活動の推進		
(4)	市民団体等における子どもの読書活動の促進		
(5)	学校等における子どもの読書活動の推進		
2	子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実	-----	8
(1)	公共図書館		
(2)	公民館・児童館		
(3)	学校図書館等		
3	子どもの読書活動に関する広報・啓発	-----	11
IV	計画の推進体制	-----	13
1	県		
2	市町村		
V	成果指標	-----	14
	資料	-----	16
○	第一次推進計画における取組・成果と課題		
○	公共図書館		
○	読書関連法規等		
・	子どもの読書活動の推進に関する法律		
・	子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議		
○	宮崎県子ども読書活動推進委員会設置要綱		
○	宮崎県子ども読書活動推進委員会委員名簿		

I 計画策定にあたって

1 経緯と目的

今日、インターネットや携帯電話等の様々な情報メディアの発達・普及に伴う子ども^{※1}を取り巻く社会環境の変化、さらには乳幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されています。

国は平成13年12月に、子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、平成14年8月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、そして平成20年3月には、それまでの成果や課題、諸情勢の変化等の検証を踏まえ、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）を策定しました。

また、国会では、平成20年6月に「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年にあたる平成22年を「国民読書年」とし、読書への国民の意識を高めるため、政官民協力のもとで、国をあげてあらゆる努力を重ねることを決議しました。

一方、本県では、平成16年3月、県内の子どもの読書活動の施策を総合的に推進するため、宮崎県子ども読書活動推進計画（以下、第一次推進計画という。）を策定しました。

これまで、この計画に沿って、家庭・地域・学校が一体となった取組を進めてきた結果、ほとんどの小学校が全校一斉読書に取り組み、1か月間の一人あたりの読書冊数が増えるなど、一定の成果が得られました。

一方、中学生以上になると読書冊数は、小学生に比べ大幅に減少しており、小・中・高校生となるにしたがい、読書離れ、活字離れが進むという全国的な傾向が本県にも見られます。

そこで、本県における読書活動のさらなる推進を図るため、第二次宮崎県子ども読書活動推進計画（以下、第二次推進計画という。）を策定することとしました。

2 計画の期間

本計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画とします。

なお、必要に応じて見直しを行います。

※1 「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条より

II 計画推進の柱

本県では、これまでの取組の成果や課題、また、第一次推進計画策定後の諸情勢の変化等を踏まえ、以下の3つの柱に沿って、子どもの読書活動の推進に取り組むこととします。

1 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書の推進には、乳幼児期から、また、就学以降も子どもが読書に親しむ環境づくりが必要です。そのためには家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携を図り、子どもが読書の楽しさを知るきっかけづくりや、読書活動を広げるような機会を提供することが大切です。

○ 家庭の役割

家庭には、日常生活の中で自然と本に触れることができるような環境をつくとともに、子どもの読書習慣を形成する役割があります。

○ 地域の役割

公共図書館^{※2}は、子どもが学校や学校外で本と出会い親しむことのできる場であることから、子どもの読書活動の中核施設としての役割があります。

公民館^{※3}や児童館^{※4}は、地域住民の学習活動の場であり、また、子どもの健やかな成長の場であることから、子どもの読書活動推進の一翼を担う役割が期待されます。

読み聞かせや図書館支援活動を行う市民団体等^{※5}には、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供していく役割が期待されます。

○ 学校等の役割

学校には、子どもたちが様々な学習活動を通して、読書を楽しむ心や親しむ態度を育む役割があります。

※2 県立図書館や市町村立図書館をさす。

※3 市町村が設置する地域における住民への学習機会や集会の場の提供等を行う社会教育施設のこと。県内公立公民館数：123館（21市町村）、県内公民館類似施設数：31館（15市町村）

※4 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つであり、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設」のこと。県内児童館数：61館（18市町村）

※5 NPO法人、社会教育関係団体、ボランティア団体、企業等の総称。

2 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を支えるには、子どもが日常的に本と出会う場である公共図書館や学校図書館における読書環境の充実が必要であり、図書等が十分整備され、子どもがいつでも利用できるような体制づくりが大切です。

3 子どもの読書活動に関する広報・啓発

子どもの読書活動を推進する社会的気運を醸成するためには、様々な機会を利用し、読書の意義や重要性について広く理解と関心を深め、広報・啓発に努めることが大切です。

Ⅲ 具体的方策

1 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状】

- 親子で参加できる読み聞かせ等のおはなし会^{*6}が、様々な場所で開催されていますが、保護者が共に就労する家庭や塾・習い事に関わる時間の増加等、子どもを取り巻く生活環境の変化によって、親子で読書に親しむ機会が十分ではない状況も見られます。
- 保護者からは、家庭で読み聞かせを行う際、「本の選び方がわからない」「読み聞かせの仕方がわからない」といった声も聞かれます。

【課題】

- 保護者が読み聞かせを行ったり、家族で読書の時間を設けたりするなど、それぞれの家庭にあった方法で読書に取り組むことが必要です。
- 保護者は、家庭における読書活動に関する知識の習得に努める必要があります。

【県の方策】

- それぞれの家庭でできる方法で、読み聞かせをしたり親子で一緒に読書を楽しんだりする、家庭読書(家読：うちどく^{*7})の取組に努めます。
- 子どもが幼い時期から、図書に触れたり公共図書館を利用したりする機会を増やすために、市町村の要請に応じて、乳幼児健診時に県立図書館の図書貸出カードを作成する取組に努めます。
- 市町村等が取り組む、保護者を対象とした選書や読み聞かせ等に関する講座の実施を推奨します。

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進

【現状】

- 公共図書館では、読み聞かせグループ^{※8}と連携・協力した読み聞かせ等のおはなし会の開催や、子どもに薦めたい図書の展示会等を行っていますが、公共図書館間の連携・協力や専門職員の配置などについては、十分と言えない状況が見られます。

【課題】

- 児童サービス^{※9}のさらなる充実を図り、子どもが本に親しみ、読書を楽しむようになるために、公共図書館間の連携・協力を促進するとともに、職員の専門性を一層向上させることが必要です。

【県の方策】

- 県全体の児童サービスの向上を図るため、公共図書館の職員を対象に、専門的な知識・技能を高める研修会の実施に努めるとともに、市町村の要請に応じて、研修に係る講師や子どもの読書活動推進のための具体的方策等について情報提供に努めます。
- 県立図書館に寄せられた子どもからの質問や相談等の事例をデータベース化し、県内の公共図書館への情報提供に努めます。
- 県立図書館は、子どもの読書活動推進の中核施設として、児童サービスのモデルとなるような「児童図書室」の運営を行い、その成果の普及に努めます。

※6 図書館等の子どもに対するサービスの一つ。子どもと本の世界を結びつける手段として、子どもたちを集めて読み聞かせやストーリーテリング（素語り）などにより、お話を聞かせる集まりのこと。

※7 学校で行われている「朝の10分間読書」等の取組を家庭においても実践しようというもの。家庭読書の習慣を共有することで、家族の会話を増やし、コミュニケーションを深めることをねらいとした取組である。

※8 子どもたちに、絵本や児童書等の内容を、様々な技法を使って、読書の楽しさやおもしろさを伝えるNPO法人やボランティア団体のこと。

※9 子どもたちに、本の楽しさを伝えるためのさまざまな方法についての総称。具体的には、児童用図書の選定、読み聞かせ、ブックトーク（本の紹介）、ストーリーテリング（素語り）、レファレンス（相談業務）、また読書関連行事の企画・広報など。中・高校生を対象とするヤングアダルト（青少年）サービスも含む。

(3) 公民館や児童館における子どもの読書活動の推進

【現状】

- 公民館や児童館では、地域住民の協力を得て、子どもの学習活動や体験活動が行われており、放課後や週末の子どもの居場所になっていますが、子どもの読書活動に関する取組が十分に行われていない状況も見受けられます。

【課題】

- 公民館や児童館において、子どもの読書活動を促進するためには、職員が、子どもの読書活動に関する知識や技能を習得しておくことが望まれます。

【県の方策】

- 公民館や児童館が、本に親しむ場となり、子どもの読書活動の推進に積極的に取り組めるよう、市町村が行う職員研修の実施を推奨します。

(4) 市民団体等における子どもの読書活動の促進

【現状】

- 県内で読み聞かせ等を行う市民団体等は増加傾向にあり、公共図書館、学校等と連携・協力して読み聞かせ等を行っていますが、一部には、活動するメンバーの固定化などの状況が見られます。
- 読み聞かせや読書に関する講演会等を行う書店や報道機関等の企業も増えてきています。
- 読み聞かせグループでは、自主的な研修は行われているものの、読み聞かせグループ間の交流は、必ずしも十分に行われているとは言えない状況が見られます。

【課題】

- 地域住民の参画を促し、読み聞かせグループの活動をさらに活性化することが望まれます。
- 読み聞かせグループがもっている知識や技能等を活かし合うために、相互の交流や情報交換を行うことが望まれます。

【県の方策】

- 子どもの読書活動に関心のある地域住民を対象に講座を開催し、新たなボランティアの育成に努めます。

- 子どもの読書活動の推進に取り組んでいる読み聞かせグループや企業等の活動状況を把握するとともに、活動が円滑に行えるよう情報提供に努め、読み聞かせグループ相互のネットワーク構築に向けた取組を推奨します。

(5) 学校等における子どもの読書活動の推進

① 幼稚園・保育所等

【現状】

- 小・中学生による絵本の読み聞かせや、公共図書館を活用した読書活動に取り組んでいる幼稚園・保育所等も見られます。
- 幼稚園・保育所等では、絵本の読み聞かせを行ったり、家庭へ絵本を貸し出したりするなど、子どもが絵本と親しむ機会を取り入れています。
- 幼稚園・保育所等によっては、子どもの発達の段階に応じた読書活動が十分にはなされていないところもあります。

【課題】

- 子どもの発達の段階に応じた読書活動が推進できるよう、職員の一層の資質向上を図ることが必要です。
- 絵本の読み聞かせ等の読書活動を充実させるため、学校や市民団体等との連携・協力を促進することが必要です。

【県の方策】

- 幼稚園・保育所等の職員や乳幼児をもつ保護者を対象に、子どもの読書活動の重要性及び豊かな感性や言葉の基礎を培う読み聞かせのポイントや選書の仕方等についての研修会の実施に努めます。
- 幼稚園・保育所等の要請に応じて、研修に係る講師や子どもの読書活動推進のための具体的方策等について情報提供に努めます。
- 幼稚園・保育所等において、読書活動の場がより楽しいものになるよう、ボランティアや小・中・高校生との交流による読み聞かせ等を推奨します。

② 小・中・高等学校

【現状】

- 県内の多くの学校では、全校一斉の読書活動に取り組んでいます。
- 地域の読み聞かせグループが、小・中学校を訪問して行う読み聞かせが広まりつつあります。
- 文部科学省「全国学力・学習状況調査」（平成20年）によると、

「読書が好き」と回答している児童生徒の記述式問題の正答率が高い傾向にあります。

- 児童生徒一人あたりの1か月間の平均読書冊数は、中学生・高校生になると減少する傾向が見られます。

【課題】

- 子どもの読書習慣を形成するため、各学校における様々な取組とともに、教職員の読書活動に対する理解を一層深めることが必要です。
- 子どもの読書活動推進のため、指導方法の工夫や改善を図るとともに、市民団体等との連携・協力が必要です。

【県の方策】

- 学校において、子どもの読書に対する意欲や興味・関心を高めるため、「朝の読書」などの一斉読書の取組を推奨します。
- 各教科等の学習を行う際、学校図書館の学習・情報センター^{※10}としての機能を活かした取組を奨励します。
- 読書活動を通して育まれる豊かな感性や他者を思いやる心などが世代間で受け継がれていくために、上級生が下級生に読み聞かせ等を行う異学年交流や、中学生が小学生に読み聞かせ等を行う異校種間交流の取組を推奨します。
- 教職員を対象に、読書活動の重要性や学校図書館の役割について理解を深める研修会の実施に努めます。また、司書教諭や図書担当の教諭を対象に、専門的な知識や技能を高めるための研修会の実施に努めます。
- 学校の要請に応じて、研修に係る講師や子どもの読書活動推進のための具体的な方策等について情報提供に努めます。
- 学校の実情やニーズに応じたボランティア等による読み聞かせ等の取組を推奨します。

※10 学校図書館に求められる学習活動を支援する機能の一つで、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する機能のこと。（「平成20年度子どもの読書サポーターズ会議」より）

③ 特別支援学校

【現状】

- 障がいの状態及び特性等に応じた読書活動を支援する市民団体等が、少ない状況にあります。

【課題】

- 特別支援学校の読書活動を支援するボランティアの養成等が必要です。
- 特別支援学校の読書活動を充実させるため、公共図書館や市民団体等との連携・協力を促進することが必要です。

【県の方策】

- 特別支援学校の読書活動を支援するボランティアの養成に努めるとともに、ボランティア等の活動状況を把握し、情報提供に努めます。
- 本との出会い、読書の楽しさを味わう機会を増やすために、子どもの実態に応じた選書を行い、県立図書館の移動図書館車「やまびこ」による巡回貸出の充実に努めます。

2 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

(1) 公共図書館

【現状】

- 本県では、公共図書館は18市町村に設置されており、県立図書館の移動図書館車「やまびこ」をはじめ、8市町村で移動図書館車による本の巡回貸出を実施しています。
- 県内の公共図書館（県立図書館を除く）25館中16館が、県立図書館と横断検索システム^{※11}で結ばれています。
- 地域によっては、近くに公共図書館がないため十分なサービスが受けられず、子どもたちは、本に親しむ機会が少ない状況にあります。

【課題】

- 利用者の利便を図るため、公共図書館間のネットワーク化を促進することが必要です。
- 県内どこの地域においても、子どもが本に親しめる環境が必要です。

※11 インターネットで、宮崎県図書館横断検索システムの参加図書館の蔵書を検索できるシステムのこと。

【県の方策】

- 横断検索システムに未加入の公共図書館に、システムへの参加を働きかけ、県内の公共図書館の図書等をどこからでも検索できる情報のネットワーク化に努めます。
- 県全体の均衡のとれた読書環境を整備するために、身近に公共図書館のない地域を中心に、県立図書館の移動図書館車「やまびこ」による図書の貸出の充実に努めます。

(2) 公民館・児童館

【現状】

- 本県では、公立公民館（公民館類似施設も含む）は154館（26市町村）、児童館は61館（18市町村）設置されていますが、公民館の中には、児童図書コーナーが設置されていなかったり、児童図書の数が少なかったりするなど、子どもが本と親しむための環境が十分でないところも見られます。

【課題】

- 児童図書コーナーを確保するとともに、公共図書館、地域住民、学校と連携・協力して、児童図書の充実を図ることが必要です。

【県の方策】

- 新たな児童図書コーナーの設置及び公共図書館との連携・協力による児童図書等の整備・充実を図る市町村の取組を推奨します。
- 市町村の要請に応じて、県立図書館の移動図書館車「やまびこ」による巡回を行い、子どもの身近な場である公民館や児童館に図書を届けるよう努めます。
- 地域住民が絵本等を公民館や児童館に持ち寄り、地域の子どもに貸出ができるような市町村の取組を推奨します。

(3) 学校図書館等

【現状】

- 本県では、すべての12学級以上の小・中・高等学校、特別支援学校において、司書教諭の資格をもった教諭を配置しています。
- 本県では、平成17年度から平成19年度にかけて、学校図書館における図書数が27万冊増加しましたが、まだ十分とは言えません。
- 学校によっては、休み時間や放課後等に学校図書館が開放されていないところもあります。
- 特別支援学校において点字図書が少ないなど、障がいの状態及び特

- 性等に応じた図書が十分整備されていない状況も見られます。
- 教職員の経験等により学校図書館の設営等に差が見られます。

【課題】

- 近隣の学校や公共図書館等と連携・協力し、図書等の充実に努めることが必要です。
- 休み時間や放課後など、いつでも子どもたちが学校図書館を利用できる体制を整えることが必要です。
- 公共図書館や市民団体等と連携・協力して、点字図書等の障がいの状態及び特性等に応じた図書等の充実に努める必要があります。
- 子どもたちに良質な読書環境を提供するため、配架や分類、選書等について工夫することが必要です。

【県の方策】

- 小・中・高等学校、特別支援学校間での図書資料の相互貸借^{※12}を推奨します。
- マイラインシステム^{※13}や横断検索システムを活用して、公共図書館が所蔵している図書等を学校で利用できるような取組を推奨します。
- へき地校を中心に、県立図書館の移動図書館車「やまびこ」の巡回貸出の充実に努めます。
- 図書の充実に努めるため、学校間の相互貸借をコーディネートしたり、図書購入にあたっての助言をしたりするなど、学校図書館の運営をサポートする市町村の取組を推奨します。
- 保護者や地域住民を対象に、学校図書館の運営や設営等を支援するボランティアを育成する取組を推奨します。
- 保護者や地域住民によるボランティアの協力を得ながら、子どもたちが昼休みや放課後等、いつでも学校図書館を利用できるような市町村の取組を推奨します。

※12 図書館利用者が、他の図書館が所蔵している図書等を、所蔵館へ自ら出向くことなく利用することができる。利用者の求めに応じて図書館はその資料を所蔵する他館へ利用を申し込み、所蔵館は無料ないし少ない手数料でそれを貸し出す。資料は申し込みを行った図書館へ輸送され、利用者への貸出あるいは館内利用に提供される。

※13 県立図書館から遠方にある利用者が、最寄りの公共図書館で県立図書館の図書資料を受け取り、返却できるようにするためのシステムのこと。

- 県立図書館において、視覚に障がいのある児童生徒用の朗読CDを作成したり、市民団体等と連携・協力しながら点字図書を作成したりするなど、障がいの状態及び特性等に応じた図書等の作成に努めます。
- 図書担当の教諭が替わっても、学校図書館の運営に支障がないよう「学校図書館運営の手引き^{※14}」の作成を推奨します。

3 子どもの読書活動に関する広報・啓発

【現状】

- 県では、子どもの読書活動に関するフォーラムにおいて、優れた取組の事例や優良図書の紹介を行うなど、子どもの読書活動の重要性の啓発に努めています。
- 県内には、家庭読書（家読：うちどく）を実施している学校や、毎月特定の日を「読書の日」とし、読書活動の普及・啓発に取り組んでいる地域もあります。
- 公共図書館では、「子ども読書の日^{※15}」をはじめ、「文字・活字文化の日^{※16}」「こどもの読書週間^{※17}」「読書週間^{※18}」などで、おはなし会や講演会、展示会が実施されたり、ホームページ等におはなし会や子どもの読書に関する情報を掲載したりするなど、広報・啓発に努めています。
- 県立図書館では、推薦する図書を選定したリストを作成しています。
- 公共図書館では、推薦する図書を選定したリストをホームページに掲載したり、推薦図書を展示したりしていますが、十分に活用が図られていない状況にあります。
- 県では、子どもの読書活動を推進するために様々な機会を捉え、読書の意義や重要性についての理解を深める取組に努めています。広報・啓発が十分とは言えない状況にあります。

※14 各学校が学校の実情に応じて図書館運営について作成する基本的な手引き書のこと。

※15 平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定されたもので、毎年4月23日をいう。

※16 平成17年「文字・活字文化振興法」により制定されたもので、毎年10月27日をいう。

※17 昭和34(1959)年に始まった、「こどもの読書週間」のこと。2000年の「子ども読書年」を機に、現在の4月23日から5月12日の約3週間に期間が延長された。

※18 10月27日から11月9日までの2週間にわたり、読書を推進する行事が集中して行われる期間。

【課題】

- 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」等にあわせて、子どもの読書活動への興味や関心を高める取組を充実させることが必要です。
- 優れた取組の事例や優良な図書等の紹介を行い、その周知・普及を図ることが必要です。

【県の方策】

- 「子ども読書の日」をはじめ、「こどもの読書週間」及び「読書週間」等にあわせた広報・啓発活動に努めます。
- 市民団体等の協力を得ながら、「みやざき子ども教育週間^{※19}」にあわせてイベントやフォーラム等を開催することにより、読書及び読み聞かせ等の意義の啓発に努めます。
- 「みやざき学び応援ネット^{※20}」やテレビ等の様々なメディアを通して、読書の重要性の啓発や家庭読書の取組事例の紹介に努めます。
- 乳幼児健診や就学時健診など、保護者が集まる様々な機会を捉えて、子どもが幼い時期からいつでも読書に親しむことができる、「本のある生活」や読み聞かせの重要性について、保護者の理解が深まるよう努めます。
- 公共図書館や市民団体等が行う様々な行事や取組について、県民への積極的な情報提供に努めます。
- 子どもの読書活動に関して、優れた取組を行っている学校、公共図書館、団体、個人等の活動内容をホームページに掲載するなどして、その成果の普及に努めます。
- 社会保障審議会が児童福祉文化財として推薦している優良図書^{※21}のリストを公共図書館等に配布し、家庭・地域・学校等への情報提供に努めます。

※19 県教育委員会において、「学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり」に取り組むため、平成18年度から10月の第3日曜日からの1週間を「みやざき子ども教育週間」としている。

※20 本県の新生涯学習総合情報提供システムのこと。インターネットを介して、どこでも誰にでも、文字・音声・画像等を使って迅速に生涯学習に関する情報を提供している。

※21 児童福祉法第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦を行っている。

IV 計画の推進体制

1 県

本県における子どもの読書活動が、家庭・地域・学校を通じた社会全体で推進されるよう、県は、市町村等と密接に連携・協力し取り組みます。

また、学校等、図書館、市町村、市民団体等の関係者からなる「宮崎県子ども読書活動推進委員会」を設置し、具体的な推進方策や関係機関の連携・協力の在り方等について協議を行うとともに、第二次推進計画の進捗状況を検討・評価し、必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

2 市町村

市町村は、住民にとってより身近な地方公共団体として、子どもの読書活動推進に果たす役割が重要であることから、公共図書館相互の連携・協力体制の整備等を積極的に行うことが期待されます。

また、すべての市町村で「市町村子ども読書活動推進計画」が策定され、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備が推進されることが望まれます。

V 成果指標

1 家庭読書（家読：うちどく）に取り組む家庭の割合

〔家庭読書（家読：うちどく）の推進〕 関連

今後10年間で、家庭読書（家読：うちどく）の普及・啓発に努め、家読に取り組む割合を増やし、「本のある生活」を目指します。

小学生のいる家庭 平成22年度 60 % → 平成32年度 80 %

中学生のいる家庭 平成22年度 40 % → 平成32年度 60 %

高校生のいる家庭 平成22年度 47 % → 平成32年度 60 %

（平成22年度「みやざきの教育に関する調査」調査B：家庭対象調査 県教育委員会）

2 子どもの読書活動を支えるボランティア養成講座の受講者数

〔新たなボランティアの育成〕 関連

今後10年間で、子どもの読書活動の推進に関心のある地域住民を対象に講座を開催し、新たなボランティアの育成を目指します。

受講者数の累計 平成32年度 15,000人 （平成22年度から平成32年度までの累計）

※参考：平成22年度の受講者数 1,202人

3 異学年や異校種間交流による読み聞かせを実施する学校の割合

〔受け継がれる読み聞かせ〕 関連

今後10年間で、異学年や異校種間交流による読み聞かせを実施する学校数を増やし、読み聞かせの継承活動の広がりを目指します。

小学校 平成20年度 11% → 平成32年度 30%

中学校 平成20年度 9% → 平成32年度 30%

（平成20年度 「学校図書館の現状に関する調査結果」 文部科学省）

4 放課後等に学校図書館が利用できる学校

[学校図書館の常時開放] 関連

今後10年間で、保護者や地域住民によるボランティア等の協力を得ながら、子どもたちが昼休みや放課後等、いつでも利用できる学校図書館を目指します。

小学校 平成22年度 43% → 平成32年度 70%

中学校 平成22年度 20% → 平成32年度 50%

(平成22年度 「学校図書館及び読書に関する調査結果」 県教育委員会)

5 全校一斉の読書活動を行う学校の割合

小学校 平成19年度 99% → 平成32年度 100%

中学校 平成19年度 64% → 平成32年度 80%

6 読み聞かせやブックトークを行う学校の割合

小学校 平成20年度 95% → 平成32年度 100%

中学校 平成20年度 44% → 平成32年度 60%

7 児童生徒1人あたりの学校図書館での年間平均貸出冊数

小学校 平成21年度 39.0冊 → 平成32年度 50冊

中学校 平成21年度 7.4冊 → 平成32年度 12冊

8 蔵書をデータベース化している学校の割合

平成19年度 61.2% → 平成32年度 80%

9 図書資料の貸出などを通して、公共図書館と連携している学校の割合

平成19年度 64.4% → 平成32年度 80%

10 公共図書館における児童書の蔵書数

平成21年度 約85万冊 → 平成32年度 100万冊

11 公共図書館における児童書の貸出冊数

平成21年度 約131万冊 → 平成32年度 140万冊

資料編

- 第一次推進計画における取組・成果と課題
- 公共図書館
- 読書関連法規等
 - ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
 - ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議
- 宮崎県子ども読書活動推進委員会設置要綱
- 宮崎県子ども読書活動推進委員会委員名簿

○ 第一次推進計画における取組・成果と課題

1 取組・成果

- 学校図書館における図書数の増加及び蔵書のデータベース化を進めてきました。また、読書活動推進モデル校の取組をまとめた実践事例集を作成し成果の普及を図りました。さらに、公共図書館との連携を推進してきました。
- 公共図書館では児童書の蔵書数が増加するとともに、ブックスタート^{※22}等の取組が進みました。また、県や市町村では、保護者やボランティアを対象とした読み聞かせ講座を開催するなど、子ども読書活動の推進を図りました。
- 全校一斉の読書活動を行う学校が増加しました。また、読み聞かせやブックトーク^{※23}を行う学校も増加しました。
- 公共図書館では、児童書の貸出冊数が増加しました。
- 児童生徒一人当たりの学校図書館の年間貸出冊数や1か月の読書冊数が増加しました。また、「月に4冊以上本を読む」と答えた割合も、小学生・中学生いずれも増加しました。

学校図書館における図書数 ^{※24}	約27万冊増加(H17からH19)	
蔵書をデータベース化している学校の割合 ^{※25}	55.5% (H17)	→ 61.2% (H19)
公共図書館と連携している学校の割合 ^{※26}	51.3% (H14)	→ 64.4% (H19)
読み聞かせやブックトークを行う学校の割合 ^{※27}	45% (H17)	→ 71% (H19)
公共図書館における児童書の蔵書数 ^{※28}	約61万冊(H15)	→ 約85万冊(H21)
公共図書館における児童書の貸出冊数 ^{※29}	約111万冊(H15)	→ 約131万冊(H21)
ブックスタート等に取り組む市町村の割合 ^{※30}	40.9% (H16)	→ 73.1% (H21)
読み聞かせ講座実施回数及び延べ受講者数 ^{※31}	130講座 10,461名 (H16～H21)	
全校一斉の読書活動を行う学校の割合 ^{※32}	小学校	96% (H15) → 99% (H19)
	中学校	54% (H15) → 64% (H19)
	高等学校	86% (H15) → 95% (H19)
児童生徒一人当たりの学校図書館での年間貸出冊数 ^{※33}	小学校	31.6冊(H18) → 39.0冊(H21)
	中学校	6.3冊(H18) → 7.4冊(H21)
児童生徒一人当たりの1か月の読書冊数 ^{※34}	小学校	10.5冊(H17) → 12.6冊(H21)
	中学校	2.7冊(H17) → 3.2冊(H21)
「月に4冊以上本を読む」と答えた児童生徒の割合 ^{※35}	小学校	61.3%(H16) → 69.1%(H21)
	中学校	13.8%(H16) → 33.6%(H21)

2 課題

一方、第一次推進計画を経て、次のような課題が見られました。

- 子どもたちの読書の取組状況について、学年が上がるにしたがい差が生じていることがあげられます。例えば、平成22年度全国学力・学習状況調査によると、本県では、平日において読書を「全くしない」と答えた割合は、小学生17.6%、中学生42.9%であり、中学生の読書離れが進む傾向にあります。

今後は、小・中・高校生の読書活動の推進はもとより、乳幼児期からも読書に親しむ機会を増やし、読書習慣の定着を目指す必要があります。

- 読書活動の推進に向けた取組について、地域間での差が見られます。本県においては、平成21年度末までに、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定しているのは26.9%（7市町村）で全国の割合(43.0%)を下回っています。

今後は、全県的な取組を推進するために、「市町村子ども読書活動推進計画」の策定が進み、読書活動の取組を計画的に推進していくことが求められます。

- 学校図書館においては、図書資料の整備が十分でないことがあげられます。本県の学校図書館図書標準^{※33}の達成状況は、毎年改善傾向にあるものの、平成19年度末現在で小学校が30%、中学校で33%にとどまっています。

今後は、市町村において図書資料を計画的に整備することが望まれるとともに、近隣の学校間での相互貸借を行うなど、所蔵する図書資料を有効活用できる体制をつくる必要があります。

※22 司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す運動

※23 子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

※24・25・26・27 平成18年度及び平成20年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

※28・29 平成16年度及び平成22年度「宮崎県公共図書館・公民館等図書室の概要」（宮崎県公共図書館連絡協議会、宮崎県立図書館）より

※30 平成17年度及び平成22年度「施策の概要・統計資料」（宮崎県教育委員会）より

※28 平成16年度～平成18年度「宮崎県読書活動総合推進事業」、平成19年度～平成21年度「地域いきいき読書活動推進事業」（宮崎県教育委員会）より

※31 平成16年度及び平成20年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

※32・33 平成19年度及び平成22年度「学校図書館及び読書に関する調査」（宮崎県教育委員会）より

※34 平成16年度及び平成22年度「みやざき小中学校学力・意識調査」（宮崎県教育委員会）より

※35 文部科学省が、小・中学校の学校図書館の蔵書について、学校規模（学級数）に応じて整備目標を示したものの。

公共図書館

図書館名	所在地等
宮崎県立図書館	〒880-0031 宮崎市船塚3丁目210番地1 電話: (0985) 29-2911 ファクシミリ: (0985) 29-2491
宮崎市立図書館	〒880-0930 宮崎市花山手東3丁目25番地3 電話: (0985) 52-7100 ファクシミリ: (0985) 52-7158
宮崎市立佐土原図書館	〒880-0211 宮崎市佐土原町下田島20527番地4 電話: (0985) 30-1037 ファクシミリ: (0985) 72-2066
都城市立図書館	〒885-0073 都城市姫城町7街区22号 電話: (0986) 22-0239 ファクシミリ: (0986) 22-0251
都城市立図書館(分館)	〒885-1202 都城市高城町穂満坊105番地 電話: (0986) 58-4224 ファクシミリ: (0986) 58-4245
延岡市立図書館	〒882-0812 延岡市本小路39番地1 電話: (0982) 32-3058 ファクシミリ: (0982) 22-0644
延岡市図書館立北方分館	〒882-0125 延岡市北方町川水流卯1236番地2 電話: (0982) 28-5200 ファクシミリ: (0982) 28-5201
日南市立図書館	〒889-2535 日南市飫肥2丁目6番18号 電話: (0987) 25-0158 ファクシミリ: (0987) 25-1200
日南市まなびピア図書館	〒887-0013 日南市木山2丁目4番44号まなびピア内 電話: (0987) 22-5666
日南市立北郷図書館	〒889-2402 日南市北郷町郷之原乙1570番地 電話: (0987) 55-2469 ファクシミリ: (0987) 55-2469
日南市立南郷図書館	〒889-3204 日南市南郷町中村乙7051番地25 電話: (0987) 64-0924 ファクシミリ: (0987) 64-0930
小林市立図書館	〒886-0004 小林市大字細野367-1 電話: (0984) 22-7913 ファクシミリ: (0984) 22-7913
小林市立図書館野尻分館	〒886-0292 小林市野尻町東麓1183番地2 電話: (0986) 45-8181
日向市立図書館	〒883-0035 日向市春原町1丁目47番地 電話: (0982) 54-1919 ファクシミリ: (0982) 54-5444
串間市立図書館	〒888-0001 串間市大字西方6524番地58 電話: (0987) 72-1177 ファクシミリ: (0987) 72-0803
西都市立図書館	〒881-0003 西都市大字右松2606-1 電話: (0983) 43-0584 ファクシミリ: (0983) 41-1113
えびの市民図書館	〒889-4311 えびの市大字大明司2146番地2 電話: (0984) 35-0242 ファクシミリ: (0984) 35-3040
三股町立図書館	〒889-1901 北諸県郡三股町大字樺山3406番地8 電話: (0986) 51-3200 ファクシミリ: (0986) 51-3751
国富町立図書館	〒880-1101 東諸県郡国富町大字本庄4768番地2 電話: (0985) 75-9577 ファクシミリ: (0985) 75-9558
綾てるは図書館	〒880-1302 東諸県郡綾町大字北俣462番地2 電話: (0985) 77-0180 ファクシミリ: (0985) 77-0585
町立高鍋図書館	〒884-0003 児湯郡高鍋町大字南高鍋551 電話: (0983) 21-1152 ファクシミリ: (0983) 21-1153
川南町立図書館	〒889-1302 児湯郡川南町大字平田2386番地3 電話: (0983) 27-7111 ファクシミリ: (0983) 27-7100
都農町民図書館	〒889-1201 児湯郡都農町大字川北5448番地2 電話: (0983) 25-3316 ファクシミリ: (0983) 25-2683
門川町立図書館	〒889-0611 東臼杵郡門川町大字門川尾末1611番地1 電話: (0982) 68-0001 ファクシミリ: (0982) 68-0024
美郷町立西郷図書館	〒883-1101 東臼杵郡美郷町西郷区田代645番地1 電話: (0982) 66-2636 ファクシミリ: (0982) 66-2636
美郷町立北郷図書館	〒889-0901 東臼杵郡美郷町北郷区宇納間401番地 電話: (0982) 62-6205 ファクシミリ: (0982) 62-6193
高千穂町立図書館	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井723-1 電話: (0982) 72-7219 ファクシミリ: (0982) 72-5515

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四、学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五、子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六、国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

宮崎県子ども読書活動推進委員会設置要綱

平成22年5月25日
県教育庁生涯学習課

(目的)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づき、「宮崎県子ども読書活動推進計画」を改定し、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、「宮崎県子ども読書活動推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 「宮崎県子ども読書活動推進計画」の推進状況の検証と本計画の改定に関すること。
- (2) 本県における子どもの読書活動推進に係る施策に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、15名以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 社会教育関係者
 - (2) 学校教育関係者
 - (3) 行政機関の代表
 - (4) 学識経験者
 - (5) 民間団体、ボランティア団体等の読書活動支援者
- 2 推進委員会には、委員長及び副委員長を1名ずつ置く。
- 3 推進委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

(職務)

第4条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 推進委員会の議長は、委員長とする。
- 3 必要に応じ、委員以外の者に推進委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、県教育庁生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、県教育庁生涯学習課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月25日から施行し、平成25年3月31日限りでその効力を失う

宮崎県子ども読書活動推進委員会委員名簿

(任期：平成22年7月28日～平成23年3月31日)

番号	氏名	所属・役職
1	高木 かおる	県PTA連合会会長
2	柳 和 枝	宮崎市立木花小学校校長
3	須崎 典子	宮崎市立大宮小学校教諭（司書教諭）
4	矢北 哲子	日向市立富島中学校教諭（司書教諭）
5	小坂 薫	県立小林高等学校教諭（司書教諭）
6	松浦 紀子	県立明星視覚支援学校教諭（司書教諭）
7	米良 郁子	新富町教育委員会教育長
8	黒木 伸郎	県立図書館社会教育主事
9	井上 千里	三股町立図書館副主幹
10	檜原 義頭	宮崎大学教育文化学部准教授
11	松田 惟怒	宮崎国際大学非常勤講師
12	東 久美	おはなしサークル「ぐりとぐら」代表
13	宮田 香子	木城えほんの郷ブックアドバイザー
14	原田 和代	NPO法人ドロップインセンター副理事長
15	山下 町子	NPO法人小林図書館の森とらいくる事務局長

第二次宮崎県子ども読書活動推進計画

平成23年3月発行

宮崎県教育委員会 生涯学習課
〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号
TEL0985(26)7245

みやざき学び応援ネット

 新生涯学習総合情報提供システム

<http://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/>